

国際漁業管理機関

略 語	名 称	設 立	水 域	魚 種
CCAMLR	Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources	南極の海洋生物資源の保存に関する条約に基づく	概ね南緯 60 度を中心とした水域	メロ（マゼランアイナメ・ライギョダマシ）、オキアミ等の南極海洋生態系に属する海洋生物資源
	南極海洋生物資源保存委員会	1982 年		
CCSBT	Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna	みなみまぐろの保存のための条約に基づく	特定の対象水域なし（ミナミマグロの生息域が対象水域）	ミナミマグロ
	みなみまぐろ保存委員会	1994 年		
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flor	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）	全ての陸上及び水域	絶滅のおそれのある野生動植物種約 3 万種（海産種では、鯨類、さめ類、海亀等が取り込まれている）
	1975 年			
CCBSP	Convention on the Conservation and Management of Pollock Resources in the Central Bering Sea	中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約	ベーリング海において沿岸国の 200 海里の外側の公海水域	スケトウダラ、その他の海洋生物資源
	1995 年			
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国際連合食糧農業機関	全ての水域	全ての水産資源
	1945 年			
GFCM	General Fisheries Commission for the Mediterranean	地中海漁業一般委員会協定（FAO 憲章第 14 条に基づく国際条約）に基づく	地中海、黒海及び接続水域	全ての水産資源
	地中海漁業一般委員会	1952 年		
IATTC	Inter-American Tropical Tuna Commission	全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約に基づく	東部太平洋	まぐろ類、かじき類等
	全米熱帯まぐろ類委員会	1950 年		
ICCAT	International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に基づく	大西洋全水域	まぐろ類（かつお、まぐろ、かじき類）
	大西洋まぐろ類保存国際委員会			
IOTC	Indian Ocean Tuna Commission	インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づく	インド洋及びその隣接海域（南極収束線の南側を除く）	まぐろ類（かつお、まぐろ、かじき類）
	インド洋まぐろ類委員会	1996 年		
ISC	International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific Ocean	日米合意に基づき、1995 年に暫定委員会として設立、2004 年末に改名	北太平洋（赤道以北）	まぐろ類、かじき類等
	北太平洋まぐろ類国際科学委員会			
IWC	International Whaling Commission	国際捕鯨取締条約に基づき 1948 年に設立、1956 年議定書により修正	縮約政府の管轄下にある母船、鯨体処理場及び捕鯨船並びにこれらの母船、鯨体処理場及び捕鯨船によって捕鯨が行われる全ての水域	大型鯨類資源
	国際捕鯨委員会			
NAFO	Northwest Atlantic Fisheries Organization	北大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約に基づく	概ね北緯 35 度以北、西経 42 度以西の北大西洋（ただし、規制水域は沿岸国の 200 海里水域の外側の水域）	全ての漁業資源（さけ、まぐろ類、かじき類、鯨類及び大陸棚の定着性の種族を除く）
	北大西洋漁業機関			
NAMMCO	North Atlantic Marine Mammal Commission	北大西洋における海産哺乳動物の調査、保存、管理における協力に関する取極に基づく	北大西洋	海産哺乳類
	北大西洋海産哺乳類委員会			

資源評価機関の概要 - 1 -

保存・管理措置	加盟国等	所在地
採捕可能量、禁止漁期、禁止漁区、保護種の設定、IUU 漁業対策（正規船リスト、IUU 船リスト、寄港国措置等）、メロ漁獲証明制度等	日本、豪州、ニュージーランド、南アフリカ、ロシア、英国、米国、韓国、中国、ノルウェー、スペイン、他 24 か国+ EU	ホバート（豪州）
総漁獲可能量（TAC）及び国別漁獲割当量の設定、正規船リスト、漁獲証明制度、寄港国検査等	日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、南アフリカ（注）台湾が「漁業主体」として、EU が「地域的な経済統合のための機関」として、みなみまぐろ保存委員会拡大委員会のメンバーとして参加。 5 か国+台湾	キャンベラ（豪州）
附属書 I：商業目的のための取引を禁止、学術目的の取引は可能（輸出国及び輸入国の発給する許可証が必要） 附属書 II・III：商業目的の取引も可能（輸出国の発行する許可証が必要）	日本、米国、英国、豪州、他 177 か国	ジュネーブ（スイス）
漁獲可能水準の設定、国別割当量の設定等	日本、中国、韓国、ロシア、米国、ポーランド 6 か国	
加盟国に対する政策提言や、情報の収集、分析及び提供等	日本、米国、中国、韓国、他 191 か国+EU	ローマ（イタリア）
資源の開発利用の問題の海洋学的、生物学的、技術的側面の方向づけ、調査の調整促進、等	日本、アルバニア、フランス、ギリシャ、イタリア、スペイン、トルコ、EU、他 23 か国+EU	ローマ（イタリア；FAO 本部）
メバチ国別はえ縄漁獲上限、まき網努力量規制（全面禁漁+沖合特定区における禁漁）、太平洋クロマグロ漁獲上限等	日本、韓国、米国、中国、フランス、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、エクアドル、メキシコ、ペルー、コロンビア、他 19 か国+EU、台湾	ラホヤ（カリフォルニア・米国）
総漁獲可能量（TAC）及び国別漁獲割当量の設定、クロマグロ小型魚の原則漁獲禁止、禁漁期・禁漁区、漁獲能力規制、正規船・定置網・畜養場リスト、クロマグロ漁獲証明制度、メバチ統計証明制度、メカジキ統計証明制度等	日本、カナダ、赤道ギニア、中国、ブラジル、韓国、ロシア、EU、米国、ウルグアイ、ベネズエラ、他 ボリビア、台湾、スリナム、ガイアナは協力的非加盟国 49 か国+EU	マドリード（スペイン）
漁獲能力の制限、正規船リスト、大型漁船に対する転載プログラム、メバチ統計証明制度等	日本、韓国、豪州、インド、スリランカ、パキスタン、フランス、英国、タイ、中国、マレーシア、インドネシア、他 南アフリカ、セネガル、ジブチは協力的非加盟国 31 か国+EU	ヴィクトリア（セーシェル）
（北太平洋に生息するまぐろ類及びまぐろ類類似種の保存と合理的利用のための科学的調査及び協力の拡充）	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国 IATTC、FAO、PICES、SPC、WCPFC はオブザーバー 7 か国・地域	
鯨類の資源状態の検討、捕獲枠の設定等	日本、米国、英国、中国、韓国、ノルウェー、豪州、他 89 か国	ケンブリッジ（英国）
総漁獲可能量（TAC）及び国別漁獲割当量の設定、網目規制、体長規制、取締の実施等	日本、カナダ、EU、ノルウェー、アイスランド、韓国、米国、ロシア、他 11 か国+ EU	ダートマス（カナダ）
科学調査、管理方式の開発等	ノルウェー、アイスランド、グリーンランド及びフェロー諸島 2 か国及び 2 地域	トロンセ（ノルウェー）

国際漁業管理機関

略 語	名 称	設 立	水 域	魚 種
NPALBW †	North Pacific Albacore Workshop	NMFS ホノルル研究所長と遠洋水産研究所長との間の交換書簡に基づき始まり、2004 年末に ISC に合併	北太平洋	ビンナガ
	北太平洋ビンナガ研究集会	1974 年		
NPAFC	North Pacific Anadromous Fish Commission	北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約に基づく	北太平洋とその付属海のうち、北緯 33 度より北で、各沿岸国の 200 海里以遠の海域	溯河性魚類（シロザケ、ギンザケ、カラフトマス、ベニザケ、マスノスケ、サクラマス、スチール・ヘッド）
	北太平洋溯河性魚類委員会	1993 年		
NPPC	North Pacific Fisheries Commission	北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約に基づく	概ね北緯 20 度以北の北太平洋の公海（ベーリング海の公海及び一つの国の排他的経済水域によって囲まれた公海水域を除く）	漁船によって漁獲される全ての魚類、軟体動物、甲殻類その他の海産生物（定着性種族、降河性の種、海産哺乳動物、海産の爬虫類及び海鳥、既存の国際的な漁業管理機関の対象種を除く）
	北太平洋漁業委員会	2015 年		
PICES	North Pacific Marine Science Organization	北太平洋の海洋科学に関する機関のための条約に基づく	北緯 30 度以北の北太平洋及びそれに接する海域	魚類、頭足類、海産哺乳類、海鳥
	北太平洋の海洋科学に関する機関	1992 年		
SCTB †	The Standing Committee on Tuna and Billfish	SPC のマグロカジキ評価計画 (TBAP) の諮問機関として始まり、2004 年より WCPFC の科学委員会に吸収合併	中西部太平洋	まぐろ類、かじき類等
	まぐろ・かじき常設委員会	1988 年		
SEAFO	South East Atlantic Fisheries Organization	南東大西洋地域における漁業資源の保存と管理に関する条約に基づく	南東大西洋	メロ、キンメダイ、オレンジラフィー、カニ等の条約適用水域におけるすべての漁業資源（ただし、かつお、まぐろ等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く）
	南東大西洋漁業機関	2003 年		
SIOFA	Southern Indian Ocean Fisheries Agreement	南インド洋漁業協定に基づく	南インド洋	メロ、キンメダイ、オレンジラフィー等の協定適用水域におけるすべての漁業資源（ただし、かつお、まぐろ等の高度回遊性魚種、大陸棚の定着性種族を除く）
	南インド洋漁業協定	2012 年		
SPC	The Pacific Community	太平洋委員会設立協定に基づく	北緯 20 度以南の南太平洋	まぐろ類、かじき類等
	太平洋共同体	1947 年		
WCPFC	Western and Central Pacific Fisheries Commission	西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約に基づく	中西部太平洋	まぐろ類、かじき類等
	中西部太平洋まぐろ類委員会	2004 年		
	日ロ漁業委員会	日ソ地先沖合漁業協定に基づく	日本及びロシアの北西太平洋の沿岸に接続する 200 海里水域	ストラドリングストック他
	日ロ漁業合同委員会	日ソ漁業協力協定に基づく	北西太平洋	溯河性魚類を含む全ての生物資源
	日中漁業共同委員会	日中漁業協定に基づく	日本及び中国の排他的経済水域	全ての水産資源
	日韓漁業共同委員会	日韓漁業協定に基づく	日本及び韓国の排他的経済水域	全ての水産資源

†：吸収・合併された組織

資源評価機関の概要 - 2 -

保存・管理措置	加盟国等	所在地
北太平洋ビンナガの漁業データのレビュー、調査研究のレビュー、資源評価を行う非公式な研究会であったが、2004 年末に ISC のビンナガワーキンググループ (WG) となる	日本、カナダ、台湾、韓国、米国、メキシコ、中国 7 か国・地域	
条約水域での溯河性魚類を対象とする漁獲を禁止、加盟国以外の国による漁獲を抑制する等	日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 5 か国	バンクーバー（カナダ）
漁獲可能量、漁獲努力量などの保存管理措置を採択・実施	日本、ロシア、カナダ、中国、韓国 (注) 漁業主体：台湾、条約交渉の際は上記の国当に加え、米国が参加) 5 か国 + 台湾	東京
関係海域及び当該海域の生物資源に関する科学上の知識を増大するための海洋科学研究を促進しおよび調整すること	日本、カナダ、米国、中国、ロシア、韓国 6 か国	シドニー（カナダ）
漁獲統計、調査研究、資源評価に関する科学的議論を行う	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、フィジー、他	ヌメア（ニューカレドニア）
総漁獲可能量 (TAC) の設定、正規許可船リスト、寄港国措置等	日本、アンゴラ、EU、ナミビア、ノルウェー、南アフリカ、韓国 6 か国 + EU	スワコブムンド（ナミビア）
対象水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するために必要な管理措置を作成、漁獲活動の監視、帰省及び監督に関する規則及び手続を作成する等	日本、韓国、豪州、クック諸島、フランス（海外領土）、モーリシャス、セーシェル、EU 7 か国 + EU	レユニオン（フランス）
科学、技術、経済、社会分野の研究の提供・促進等	フィジー、パプアニューギニア、ポリネシア、他 2005 年に英国が脱退 26 か国・地域	ヌメア（ニューカレドニア）
メバチ国別はえ縄漁獲上限、まき網（熱帯水域）の FAD 操業規制及び隻数凍結（島嶼国メンバーは除外）、太平洋クロマグロ国別小型魚漁獲上限設定等	日本、米国、中国、韓国、台湾、豪州、EU、太平洋島嶼国、他 24 か国 + EU、台湾	ボンペイ（ミクロネシア）
特定魚種に対する資源評価、漁獲割当等操業条件の決定		
溯河性魚類の魚種別漁獲量ほかを決定		
漁獲割当等操業条件の決定		
漁獲割当等操業条件の決定		